

第十回 参議院法務委員会會議録 第二一号

昭和二十六年三月六日(火曜日)午後一時三十分開会

委員の異動

二月二十三日委員鈴木文四郎君死去された。

本日の会議に付した事件

○下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○不動産登記法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○商法の一部を改正する法律施行法案(内閣提出)

○犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○非訟事件手続法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(鈴木安孝君) 只今より委員会を開きます。

本日は当委員会に付託されました六法案中、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案、不動産登記法の一部を改正する法律案、以上は本審査であります。商法の一部を改正する法律施行法案、犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案、非訟事件手続法の一部を改正する法律案、以上予備審査の五法案につきまして、政府の御説明を聴取いたしました。

○政府委員(高木松吉君) 只今議題となりました下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案につ

きまして、提案の理由を説明いたします。

改正の要点は、次の四点であります。まず、第一点は、簡易裁判所の増設であります。簡易裁判所は、基本的人権を擁護し、社会秩序の維持は当る第一線の裁判所でありまして、国民の利害に關係するものが極めて多いのであります。現在全国五百六十五カ所に設置されているのでありますが、その数はまだ必ずしも十分であるとは申しません。その増設がたにつきました。

も、全国各地から熱心に国会その他に請願や陳情がありまして、その数は数十カ所に及んでいるのであります。併しながら、今直ちにこれらの要望の全部を満たすことは、財政上の見地等から見ましても不可能なことであります。それで事件の数、交通の状況等を考慮いたしまして、最も必要と認められる所を選定いたし、最高裁判所とも協議を遂げまして、今回は次の三カ所、即ち宇都宮地方裁判所管内の栃木県下都賀郡小山町、広島地方裁判所管内の広島県高田郡吉田町及び徳島地方裁判所管内の鳴門市に簡易裁判所を設置しようとするものであります。

第二点は、簡易裁判所の所在地の変更であります。土地の状況に鑑みまして、東京地方裁判所管内の品川簡易裁判所の所在地を「東京都品川区」から「東京都大田区」に変更すると共に、この名称を「大森簡易裁判所」と改め、又奈良地方裁判所管内の吉野簡易裁判所の所在地を「奈良県吉野郡下市町」から「同県同郡大淀町」に変更しようとするものであります。

第三点は、簡易裁判所の管轄区域の是正であります。土地の状況及び交通の便否等に鑑みまして、伊勢崎簡易裁判所管内の群馬県新田郡世良田村及び浦打村を太田簡易裁判所の管轄に移し、岩川簡易裁判所管内の鹿兒島県嚙郡財部町を加治木簡易裁判所の管轄に移し、大口簡易裁判所管内の鹿兒島県始良郡横川町及び牧園町を加治木簡易裁判所の管轄に移し、築館簡易裁判所管内の宮城県登米郡石越村を登米簡易裁判所の管轄に移そうとするものであります。以上の簡易裁判所の所在地の変更及び管轄区域の是正につきました。

は、いずれも地元市町村及び関係官公署並びに地元弁護士会の意向等を十分参酌して、最高裁判所とも協議の上決定したものであります。

第四点は、市町村その他の行政区画に変更のあつたことに伴うこの法律の別表の訂正であります。即ち従前の市、町、村が合併又は分離して新たに市、町、村ができ、又市町村の一部が他の市町村に編入される等、裁判所の管轄区域の基準となつた行政区画に変更のあつたもの等につきました。この法律の別表の記載を訂正しようとするものであります。

以上、誠に簡単ではありますが、この法律案の要点について御説明申し上げます。何とぞよろしく御審議をお願いいたします。

次に、不動産登記法等の一部を改正する法律案につきました。提案の理由を御説明申し上げます。

不動産登記制度が権利の保護と取引の安全を図る上に極めて重要な機能を営んでおりますことは、申すまでもないところであります。登記の手続につきましたは、なお改善を要する点が少なくないのであります。そのために、先ず登記簿の様式及び調製方法を改める必要があるものであります。即ち現在の登記簿は用紙の加除ができないことになつております関係上、一個の不動産に関する登記が数冊の登記簿に亘つてなされる等、登記の手続が複雑となり、登記簿の閲覧や事務の取扱に多大の不便がありますと共に、他方において、各不動産の登記事項と關係なく、常に一定の用紙を編綴することになるため、現使用中の登記簿には全然記載のない用紙が約三割にも達している状況であります。従つてこれらの不便を除き、用紙の節約を図るためには、登記簿をバインダー式の帳簿となし、必要に応じて用紙の加除ができますように、登記簿の様式及び調製方法を改めると同時に、これに即応して登記の手続を簡略化する必要があるものであります。この法律案は、右に申し上げます措置を講ずることを主眼といたしまして、不動産登記法を改正すると共に、これに関連して工場抵当法及び立木に関する法律のうち、登記の手続に関する規定に所要の改正を加えようとするものであります。以下この法律案の要点を申し上げます。

先ず不動産登記法の改正におきましては、右に申述べました登記簿をバインダー式の帳簿となし、必要に応じて用紙の加除を行うことといたします。趣旨の下に、登記簿の調製、登記番号、登記用紙の閉鎖、共同人名簿、登記用紙の継続等に関する規定を改廃整備いたしました。なお不動産の表示変更の登記の申請手続を簡易化するため同法第八十一條等の規定に所要の改正を加えることといたしております。

次に、工場抵当法及び立木に関する法律の改正につきましては、登記に關係のある二、三の規定につき、不動産登記法と同趣旨の改正を行うことといたしております。ほか、立木に関する法律中所有権保存登記の申請に関する規定に不備がありますので、その整備も行うことといたしております。

以上この法律案につきました。概要を御説明申し上げます。何とぞ慎重御審議のほどをお願いいたします次第であります。

次に、商法の一部を改正する法律施行法案につきました。提案の理由を御説明申し上げます。

御承知のごとく、昨年五月十日公布せられました商法の一部を改正する法律は、本年七月一日を施行期日としておりますが、この施行法案は、改正法施行のために必要な経過的措施を講ずることを主眼とするものであります。次にその内容の大略を御説明申し上げます。

この法律案は、新法は原則として新

法施行前に生じた事項にも適用せられ、ただ新法施行前に旧法によつてすでに生じた効力は、これを妨げないこととする経過措置の根本原則を明らかにいたしました。新旧両法の調和を図りますと共に、この原則の適用上問題となる個々の事項につきまして、それ〴〵必要な規定を設けました。例えば、新法施行前に成立した株式会社につきましては、この法律によりまして、その定款に会社の存続に必要な記載事項の記載があるものとみなしまして、これらの会社がそのまま新法のいわゆる授權資本制度に移行し得ることとしたこと。新法施行前に発起人が株式の総数を引受け、又は株主の募集に着手したものについては、その設立は旧法に定める手続によることとし、その新法への移行については、新法施行前に成立した会社と同様に取扱ひましたこと。新法が新法施行後に成立する株式会社について、株式の券面額を五百円以上としたことに対応いたしまして、新法施行前に成立した会社につきまして、特別決議によつて五百円未満の株式を併合して、一株五百円以上のものとするのできる途を開きましたこと。新法は取締役、監査役の任期をそれ〴〵二年及び一年に短縮しましたが、新法施行の際現在に在任している取締役、監査役の任期につきましては、なお旧法通りとしたし、ただ残任期間が新法施行の日から新法所定の期間を超える場合には、これを新法施行の日から新法所定の期間といたしましたこと。資本の増加、社債の発行等につきまして、新法施行前にすでにその決議がありましたものは、その

後の手続を旧法によることとしたしましたこと等であります。

以上のほか、新法は株式会社を廃止しましたが、この法律案は新法施行前に成立した株式会社につきましては、新法施行後も旧法によることとしたし、これらの株式合資会社及び現行商法施行前、即ち明治三十二年前に成立したいわゆる旧商法上の合資会社は、組織変更等を行ない限り、新法施行の日から五年を経過した時において解散することとしたし、これら企業形態としての存在価値に乏しい種類の会社を整理いたしております。

以上がこの法律案の概要であります。何とぞよろしく御審議のほどをお願いいたす次第であります。次に、犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

この法律案は、犯罪者予防更生法の第十條第一項に規定してある地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会の組織定員を改めようとするものであります。地方少年保護委員会と地方成人保護委員会とは、いずれも全国八カ所に設置され、おの〴〵三人の委員で組織されておりました。それ〴〵青少年又は成人につきまして、仮出獄、仮出場、仮退院の処分をいたし、又保護観察を掌り、その他犯罪者の予防及び更生のため必要な所掌事務を遂行しておるのであります。その管轄区域には大小の差異があり、そのために、各委員会の事務量におのずから大小の差異を生じておりましたことは、或る程度やむを得ないところでありますけれども、関東地方少年保護委員会及び関東地方

成人保護委員会におきましては、委員の事務負担が著しく過重となつて、所掌事務の遂行上困難を感じる実情にあります。どの委員会でも、仮出獄及び仮退院の処分につきましては、処分の決定をする前に、委員は法律の要求に従ひまして、みづから刑務所又は少年院に出向き、受刑者又は在院者に個々に面接して慎重な審理をいたしておるのであります。これはその処分の適正を期するため欠くことのできないものであります。関東地方の両委員会には管轄区域も広く、刑務所、少年院の数も多く、従つて面接を要する受刑者、在院者の数が他の地方に比べて格段に多数に上つておりましたために、三人の委員でこれを支障なく処理しようと共、その他の事務にも滞滞を生じないようになつたことは、非常に困難なこととございます。今日までのところ、各委員の異常な努力によりまして、辛うじてその困難を凌いで参つてゐる実情にありますが、この際この二つの委員会の組織定数を改め、その委員の数をそれ〴〵五人といたして、犯罪者予防更生法の所期の目的を円滑に遂行する必要があると認めまして、この法律案で同法第十條第一項をそのように改めようとするものでございます。

なお、犯罪者予防更生法の目的に照らしまして、犯罪をした者の改善及び更生を図りますためには、右のほかにも改正を考慮すべき点があるように考えております。研究をいたしておるのでございますが、差当つては右の点の改正が最も必要であると考えましたので、この法律案を提出いたした次第でございます。どうか、慎重御審議の上、可決を賜りますようお願い申し上げます。

それから非訟事件手続法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明いたします。

昨年五月商法の一部を改正する法律が制定公布されまして、同法は本年七月一日から施行することと相成つておりますが、更にこれに伴つて、有限会社法の一部も改正されることとなつております。これらの法律の改正は、商法非訟事件及び商業登記に関する手続にも影響する点が相当ありますので、その施行のためには、これに対応して、非訟事件手続法中の商事非訟事件及び商業登記の手続に関する規定にも改正を加える必要があるわけでありまして、この法律案は専ら右の趣旨において非訟事件手続法の一部を改正しようとするものであります。

以下この法律案の要点を申し上げます。先ず、商法中、株式会社の設立に関する規定の改正に伴ひ、その設立登記に関する規定につき所要の改正を加えております。第八十七條の改正がそれであり、第二に、商法中、株式会社の資本増加に関する規定が廃止され、これに代りまして、新株発行に関する規定が新設されましたので、これに伴ひ資本増加に関連する事件及びその登記に関する規定を削り、これに代えて新株発行に関連する事件及び登記に關し、所要の規定を設けました。

二の規定及び第七節の改正がそれであり、第四に、商法中、外国会社に關する規定の改正に伴ひ、外国会社に關連する事件及び登記に関する規定につき所要の改正を加えました。第二百二十六條、第二百三十五條の九、第二百三十八條、第二百三十九條の九、第二百四十一條から第二百五條までの改正がそれであり、第五に、商法中、会社の解散命令に關する規定の改正に伴ひ、これに關連する規定の改正が加えられてあります。第二十六條、第二百三十四條から第二百三十五條の五までの改正がそれであり、その他商法及び有限会社法の改正並びに以上の改正に關連して文字の整備その他の整備をいたしております。

以上、この法律案につきまして、概要を御説明いたしました。何とぞ慎重御審議をお願いいたす次第でございます。

〇委員長(鈴木安孝君) 以上の法案中に、特に、逐條等詳細に亘つて説明を御要求のものはありませんか。それでは不動産登記法等の一部を改正する法律案、これについて政府委員の説明を求めます。

〇政府委員(村上朝一君) 不動産登記法等の一部を改正する法律案につきましては、先ほど提案理由の中に御説明申し上げたほか、又お手許にこの法律案の逐條説明書を差上げてございまして、この逐條説明に入りまします前に、現在の登記簿とこの法律案において改めようとする新しい形の登記簿との見本をお目にかけまして御説明いたしたいと思ひます。ちよつと速記をとめて……。

〇委員長(鈴木安孝君) 速記をとめて……。

午後一時五十八分速記中止

午後二時二十九分速記開始

○委員長(鈴木安孝君) 速記を始め
て……それで説明を求めます。

○政府委員(村上前一君) この法律案
の要点につきましては、先ほど提案理
由の説明として申し上げました通りで
ありますが、なお逐條につきまして、お
手許に配付してございます逐條説明
書に基づきまして御説明申し上げます。

先ず第一は、不動産登記法の改正で
あります。この中で第九條第二項を改
正しておりますが、これは既登記の不
動産の所在地の登記所の管轄が変つた
場合の規定であります。バインダー
式になりますと、その管轄転属になり
ました部分だけを甲登記所から乙登
記所へそのまま移送することができま
すので、その趣旨に改めたのでありま
す。次に、第十四條であります。こ
れは登記簿の分設区画に関する規定で
あります。バインダー・システムとい
はれますと、いわゆる土地について
は地番区域と申しますか、地番を付け
る区域を単位として設けることが適当
であると思われまして、その趣旨に
改めたいと思つてあります。細か
い規定になりますので、これは施行細
則で規定するというにいたしましたし
て、削除いたしましたのであります。次
に、第十五條であります。これは十
四條の改正に伴う整理。次に第十六
條、これは登記用紙に関する規定であ
りますが、現在の登記簿におきまして
は、初めて登記した順序に従つて登記
用紙を設けまして、その順序を登記番
号として登記用紙に記載することに
いたしております。登記簿をバインダー

式の帳簿にいたしますと、必ずしもそ
の順序に従つて登記用紙を綴り込む必
要はなくなりましてのみならず、むしろ
土地登記簿は土地の番号順に、建物登
記簿は家屋番号順に綴り込むほうが便
利でありますから、さうに改める考
えであります。そうなりますと、登
記番号というものは残して置く必要が
なくなりまして、これを廃止するこ
とにいたしましたのであります。次に、十
八條であります。これは登記簿に用
紙の加除を一切認めない建前の規定で
あります。バインダー・システムに
いたしますと、この規定も削除すること
になるわけでありまして、次に、十九條
であります。これは見出帳の規定で
あります。現在登記番号の順に綴じ
てありますために、登記番号と土地番
号又は家屋番号との関連を付けるため
に見出帳が必要なのであります。バ
インダー・システムになりますと、土
地の番号又は家屋番号の順序に登記用
紙を設けるといふことになりまして、
見出帳を必要としなくなりまして、
これを削除することにいたしました。

次に二十條であります。これは見出
帳及び後に申し上げます共同人名簿を廃
止することになります。関係上、それに
伴う整理でございます。次に、二十四
條ノ二であります。現在では登記用
紙を閉鎖して置いても、登記簿にその
まま残して置くのであります。今後
は閉鎖した登記用紙は登記簿から外し
まして、閉鎖登記簿として別に保存す
ることとし、保存期間を三十年と定め
たのであります。次に、五十一條であ
りますが、これは共同人名簿の規定で
あります。今後バインダー・システ
ムになりますと、権利者の多数ある場

合にも、多数の人の名簿を関係登記用
紙の直後に綴り込むことができるよう
になりますので、共同人名簿として別
に帳簿を設ける必要がなくなります。
その趣旨において五十一條を削除いた
すことになりました。次の六十條は登
記番号の廃止に伴う整理でございます。
六十七條も九條の改正に伴う整
理。六十八、七十一、七十二、七十四
條、いずれも以上申上げました改正に
伴う整理であります。次に、七十六條
であります。いわゆる登記用紙の継
続の規定でありまして、現在の登記簿
におきましては、一個の不動産の登記
用紙は、その不動産に関する登記事項
の多少に関係なく、三枚一組と限られ
ております。その中に余白が
なくなりまして、別の登記用紙を以て
その継続用紙とすることになつており
ます。その結果一個の不動産に関する
登記が数冊の登記簿に亘つてなされる
ような場合を生ずるわけでありまして、
併し登記簿に用紙を追加することがで
きるようになりますと、継続といふこ
とは不要になりますので、この規定を
改めるわけでありまして、改正後の本條
におきましては、登記用紙の枚数が多
くなりまして取扱いが不便となりま
した場合には、その登記を新しい登
記用紙に移すことができるようにいた
したのであります。次の七十六條の二
は、七十六條の改正に伴う整理であり
ます。次の七十九條、八十條も同様整
理であります。八十一條は現在の第一
項を削りまして、現在の第二項の字句
を整理して、それを残したのでありま
すが、第一項を削除いたしました理由
は、現在の第一項は土地の表示変更の
登記を申請する場合に、申請書に所有

権以外の権利の登記名義人の承諾書又
はこれに対抗することができるとする
附本の添付が必要だということになつ
ておりますが、この規定は現在殆んど
必要が認められませんが、却つて故
なく承諾を拒むような弊害もあつた
ので、これを削除することにいたした
のであります。八十二條、八十四條、
八十五條、八十六條、いずれも登記番
号の廃止に伴う整理であります。九十
一條、九十二條は、後に申します百條
の二の改正に伴う整理であります。九
十三條は先ほど申しました八十一條と
同趣旨の改正であります。九十四條、
九十五條は、登記番号の廃止に伴う整
理であります。百條の二は、現在の規
定によりますと、土地及び家屋番号変
更の登記につきましては、変更が行政
区画又は字の変更に伴う場合には、登
記所が職権で変更の登記をいたします
が、その他の場合は所有者の申請によ
つてすることになつております。併し
土地台帳、家屋台帳の所管庁である登
記所が、土地の番号とか、家屋番号の
変更をも所管することになりますの
で、この登記のすべての場合を通じて
登記所が職権ですることにしまして関係者
の便宜を図つたのであります。百一
條、百二條の三、百八條、百二十九條、
百三十一條、百三十七條、百六十三條
はいずれも整理であります。

次に、工場抵当法の二十條と、立木
法の一部を改正する法律の施行の日か
ら効力を失う同法附則第二項の規定、
商法三百四十三條の特則になるわけで
ありますが、それにつきましては、特
に旧法中に入れる趣旨を明らかにする
必要があるわけでありまして、次に、第
二條でございますが、第一項は新旧両
動産登記法百六條が改正になりました
際に改正すべきであつたのであります
が、改正漏れになつておりますので、
このたびこれを整理することにいたし
ましたのであります。

以上を以ちまして不動産登記法の一
部を改正する法律案の説明を終りま
す。

○鬼丸義雄君 これはまだ我々も深く
研究しなければなりませんから、この
説明の程度で一応打切つた他のほうに
一つ入つて頂きたいと思ひます。

○委員長(鈴木安孝君) 御異議ありま
せんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕
○委員長(鈴木安孝君) それではそ
う取計らいます。

○委員長(鈴木安孝君) 次に、商法の
一部を改正する法律施行法案の政府の
逐條説明を求めます。

○政府委員(野木新一君) それでは商
法の一部を改正する法律施行法案につ
きまして、逐條的に概略の御説明をい
たします。

第一條でございますが、本條は商法
の一部を改正する法律(昭和二十五年
法律第六十七号)に必要な経過措置
を規定するにつきて、便宜のため
設けた経過規定であります。ここに商
法と申しますのは、明治三十二年法律
第四十八号を指します。従いまして商
法の一部を改正する法律の施行の日か
ら効力を失う同法附則第二項の規定、
商法三百四十三條の特則になるわけで
ありますが、それにつきましては、特
に旧法中に入れる趣旨を明らかにする
必要があるわけでありまして、次に、第
二條でございますが、第一項は新旧両

法の適用についての基本原則を掲げたものであります。商法につきましても、明治四十四年及び昭和十三年の改正に當つて施行法規はいずれもこの原則によることを明らかにしておりましたが、今回の改正に際しても、又これらの先例を踏襲したわけであり、他はこの原則に立つものといたしましては、最近の民法改正の際の経過規定などがございます。第一項に掲げるところはこの法案における経過規定の原則でありまして、その具体的適用につきましては、解釈上疑義を生ずる場合もありませんので、この法律は以下の各條におきまして、それらの必要な場合について個々に規定を設け解決を図つております。第二項は、第一項の原則である新法適用主義から当然のこととも考えられるわけであり、これを明らかにするために設けた規定でありまして、ここにいう新法に抵触する定款の定め例としたしましては、株式譲渡の制限、裏書の禁止に関する定め、商法第二百四十一條の規定によつて株主の議決権に関する定め等があり、又契約上の條項といたしましては、新法による株式譲渡の制限の撤廃を無意味ならしめるような特約の内容などが挙げられるものと思ひます。次に、第三條であります、本條は裁判所の解散命令についての経過規定であります。即ち新法施行前に裁判所が請求を受け、又は職権によつて着手した解散命令に関する事件につきましては、新法施行後も旧法によることとして、旧法第五十八條の定める事件及びその事件に関連する同條に定める事件といたしましたのは、第五十八條に定める事件には本文と会社財産の保全

処分とありますが、そのいずれか一方について請求又は着手があれば、他の一方についても旧法によらしめようと、こういうためでございます。なお請求を却下された利害関係人の責任についても、請求が新法施行前にされたものであれば、これを旧法通りといたしました。次に、第四條でございますが、本條は解散命令の請求又は商法会社編上の訴の提起について供すべき担保に関する規定は、新法施行前にすでに供した担保についてのみ新法施行後もなお適用することといたしまして、担保提供請求権者の取得利益を保護することにいたしました。従つて本條は前條や第二十三條及び第二十九條に対しては一面限定的規定ともなるわけであり、本條が「新法施行前に供した担保に關してのみ」といつておるのはその趣旨を示したものであります。次に、第五條でございますが、本條は株式会社の設立についての経過規定であります。設立手続が新法施行前、すでに発起人による株式總数の引受、又は株主募集の段階に達したものに對しては、既定の法律關係を尊重する観点から、新法施行後もその設立については旧法を適用することといたしました。従つて発起人、取締役及び監査役の責任につきましても、特別の規定がない限り旧法が適用されるわけであり、第一項本文の場合、新法施行後に設立の登記をします場合には、会社は旧法によつて成立するものであります。第六條及び第二十一條の適用によりまして、登記事項については新法に従うことが可能でございますから、本條に但書を設けたわけでございます。次に、第六條でございますが、新法施行

前に成立した株式会社又は新法施行後旧法によつて成立した株式会社が、新法施行後又はその成立後存続するために、その定款に絶対的記載事項として新法の要求する会社が発行する株式の總数の定めなければならないわけであり、本條第一項は、前者につきましては「新法施行前に発行した株式の總数」が、後者につきましては「設立に際して発行する株式の数」が、それぞれ「会社が発行する株式の總数」として、定款に定められているものとみなす。ことによりまして、これは旧法によつて成立した会社が定款の変更を要せずして、新法の施行後存続し得ることにいたしましたわけであり、本條第二項は種類株についての同趣旨の規定でございます。次に、第七條でございますが、「新法施行前に成立した株式会社の總数、発行済株式の数の容認、新法の施行によつて当然新たに登記すべき事項を生ずるのであります。本條はその登記に関する規定でございます。第一項はこれらの事項の登記の期間を特に六月としたわけであり、なお代表、取締役の登記につきましては、第二十一條第三項を御参照願ひます。次に、第八條、第九條でございますが、いずれも第五條に對する特別規定でありまして、第八條は新法施行後、旧法によつて会社が成立した場合及び新法施行後に株式の申込が取消された場合の発起人の填補責任について、又第九條は発起人、取締役及び監査役の会社の設立に関する責任の新法施行後における免除及び追及の訴について、今回の改正の趣旨に則り特に

それ／＼新法によることとしてござい、ます。次に、第十條でございますが、商法の一部を改正する法律案附則第四項は、新法施行前に成立した株式会社に對するのみ株式の金額を旧法通りとしておりますが、本條第一項は、新法施行後旧法によつて成立する株式会社に對しても同様に取扱ひました。第二項は、新法が株式の券面額を引上げたことに鑑みまして、株式の金額について旧法の適用を受ける株式会社に對し、特に特別決議によつて株式を併合し、一株五百円以上のものとする事ができる途を開いたものであります。次に、第十一條でございますが、本條は新法施行前にされた記名株式の移転について、その効力、譲渡の方法、對抗要件等、旧法によることを明らかにしたものであります。第二條第一項の原則から当然のこととも考えられますが、ただ旧法によれば譲渡が無効である場合は、当然に同項但書により無効と解せられる株につきましては疑義を生ずる虞れがありますので、この規定を設けたわけであり、新法施行後に名義書換の請求があつた場合に、その譲渡が新法施行前のものか、新法施行後のものか判然としない場合があり得ますので、本條但書は、その場合にいはゆる新法第二百五條第二項及び第三項の規定の適用を妨げないことといたしました。次に、十二條でございますが、新法によれば、株式の額面、無額面の別は株式名簿の記載事項であつて、これを形式的に解すれば、旧法によつて成立した会社についても、額面、無額面の別の記載は、第四百九十八條第一項及び四百九十九條に該當す

る株の疑いが生じますので、本條を設け、実務上の負担を省いたわけであり、ます。次に、第十三條でございますが、新法に違反する株主名簿の閉鎖期間及び基準日の定めにつきまして、實際の便宜から経過的にその効力を認め、新法の施行と共に特に定款の変更を必要がないようにいたしました。即ち本條によつて、一般には新法施行後最初の定時総会においてこの点に關する定款の変更をすれば足りることとなるわけであり、次に、第十四條でございますが、株券の施行前の取得に關する経過規定でありまして、第二條第一項の原則から当然とも考えられるのでありますが、第十一條について述べたと同様な理由から本條を設けました。なお本條但書は、本文が新法施行前に一度裏書によつて株券が取得され、その株券の裏書による取得については、新法施行後もすでに旧法第二百二十九條第二項の適用があることと解せられる点を慮つたのでありまして、當然の注意規定でございます。次に第十五條でございますが、新法によれば、監査役は總會招集権を有しませんが、本條は新法施行前すでに監査役によつて總會招集の通知が発せられていた場合には、その臨時總會については監査役は招集の権限を維持する。總會の招集を適法にする趣旨の規定でございます。次に、第十六條でございますが、新法施行前に少数株主による總會招集の請求があつた場合に、これによる總會を新法に規定する少数株主の招集による總會とするための経過規定であります。これによつて新法施行後に開かれる總會招集の費用は、請求株主の負担とすることがで

きないことになるわけであり。次に、第十七條でありますが、新法施行前に総会招集の通知が発せられ、又は公告があり、その総会の決議は新法施行後になされる場合につきまして、その決議の定足数、決議要件等は新旧法のいずれによるべきかの疑いをなからしむるための規定が本條第一項でござい。第二項は、新法の施行によつて議決権を有することとなつた株主に対しては、右の総会については招集の通知及び公告を要しないとして、新法の施行により経過的に総会の開催に支障なきことを期したわけであり。第三項は、或る種の株主の総会にこれらの規定を準用したものであります。次に、第十八條でござい。新法第二百四十五條第一項の規定は、主として株式買取請求権の行使との関連において、株主の利益保護のために設けられた規定であります。本條は総会招集の通知又は公告が同法の要件を欠いた場合でも、総会招集を不適法とせず、株主が株式買取請求権を行使することができるようにしたのでござい。次に第十九條でござい。本條は、総会の決議取消の訴えの出訴期間の尊重に関する経過規定でありまして、新法施行の際、旧法に定める一月の期間が経過してない場合には、改正の趣旨に則つて新法を適用するものといたしました。

次に、第二十條でござい。新法施行の際、現に在任する取締役の任期については、その既得的地位を尊重し、且つ会社業務運営の円滑を図るため、新法施行後も旧法通りとした。ただ残任期間が新法施行の日から二年を超える場合は、新法の施行の日から二年を経過した最初の定時総会終結の日までといたしました。新法との調和と実際の便宜とを図つたわけであり。次に、第二十一條でござい。新法は取締役会制度を採用し、その下に代表取締役なる必要の機関を設けましたが、本條は旧法によつて会社を代表する権限を有する取締役を経過的に新法の代表取締役とみなすことによつて、新制度への移行を容易にいたしました。第三項はその場合における登記の便宜の取扱いを規定したものであります。

次に第二十二條でござい。取締役の新法施行前における行為の責任については、第二條第一項の新法所定の原則を貫くことは、取締役にとつて酷な結果を生ずる嫌ひがありますので、本條第一項はかような行為の責任につきましても、新法施行後も旧法によることを明らかにいたしました。ただ第二項及び第三項において、この旧法によつて発生した責任を新法施行後に免除又は追及しようとする場合には、いづれも新法に定める方法によらしめることといたしました。新法施行後における免除及び追及については、新法の取締役の責任強化の趣旨を貫いたわけであり。次に第二十三條でござい。新法は旧法第二百六十七條第一項又は第二百六十八條第一項の取締役に対する訴えに代えて、いわゆる代理訴訟を認めましたが、本條は新法施行前にすでに取締役に対する訴えの提起があつた場合には、第二條第一項但書の趣旨に従つて、その訴えにつきましても、新法施行後も旧法によることとした。訴えの提起を請求した株主の責任についても同様でござい。

次に第二十四條でござい。新法は旧法第二百七十二條の認めた非訟事件手続法による取締役の職務執行の停止又は職務代行者の選任の制度を廃止しましたが、新法施行前すでに同條によるその請求があつた場合については、前と同様の趣旨による新法の適用を直接認めただけであります。次に、第二十五條でござい。本條は新法施行の際、現に在任する監査役の任期についての経過規定でありまして、その趣旨は第二十條において述べたところと同様でござい。次に、第二十六條でござい。監査役は、新法においては、一時取締役の任務を行ふ権限を失いましたが、新法施行前までに、かかる監査役が定められた場合には、新法施行後もその権限を保持せしむることとした。新法の施行によつて生ずる摩擦を避けた規定であります。次に、第二十七條でござい。新法は、新旧両法は、会社と取締役との間の訴について会社を代表するもののを異にしており、本條は、新法施行前に、すでに訴の提起がある場合には、新法施行後も旧法の定める代表者の代表権を存続させる。ただ会社が新法によつて会社を代表すべき者を定めれば、その者をして代つて訴訟を遂行せしむることとした。次に、二十八條でござい。新法による監査役の権限の縮小に伴う経過規定でありまして、新法施行前に監査役がその権限に基いて訴の提起等をしておる場合には、新法施行後も引続き、その手続きを遂行せしめようとするものであります。次に、第二十九條及び第三十條でござい。取締役に関する経過規定中必要なものを監査役

に準用したもので、監査役に対する訴に関する規定を第二十九條に別條として置いたのは、商法の規定の体裁と倣つたに過ぎません。次に、三十一條でござい。第三十九條の規定により旧法によつて資本を増加する場合において、株式発行費用の額の経理の処理につきましては、新旧法のいずれによるべきか多少の疑いが生ずるので、この額については、新法第二百八十六條の二を適用することを明らかにしたものであります。次に、第三十二條でござい。第五條の規定によつて新法施行後に成立する株式会社又は第三十九條の規定により新法施行後旧法によつて資本を増加する株式会社が、額面以上の価額で株式を発行する場合の額面超過額について、前條と同様の理由から新法第二百八十八條の二の適用を明記したものであります。次に、第三十三條でござい。第一項は旧法によつて積立てた準備金は、準備金に関する旧法における取扱いを参酌いたしまして、新法の利益準備金として積立てたものとみなしました。併し会社によつては、経理上の必要から新法の資本準備金に当るものを区分していることが考えられますので、特に第二項を設けたものであります。次に第三十四條でござい。新法は授權資本制度の採用に伴う、いわゆる建設利息に関する規定について所要の改正を加えておりますが、本條は旧法により建設利息に関する定めをしていゝ場合に、そのまゝ新法に移行し得るための経過規定を定めたものであります。次に、第三十五條でござい。新法第二百九十三條の五の規定は、いわゆる附屬明細書につ

いて毎決算期から四ヵ月内に作成、備え付けを命じておりますが、その起算点を明らかにしたものが本條でござい。次に、第三十六條でござい。本條も又監査役の権限縮小に伴う経過規定でござい。次に、第三十七條でござい。新法は社債の発行を取締役会の決議事項とした。したが、新法施行前に、すでに社債募集の決議がある場合には、その総会の決議を尊重する趣旨において、その社債の募集につきましては、新法施行後も旧法を適用することとした。次に、第三十八條でござい。社債権者集會に、株主総会の決議に関する第十七條第一項を準用した当然の規定でござい。次に、第三十九條でござい。新法施行前に、すでに資本増加の決議がある場合に、その後の手続を新法の株主総会の規定によらしめることは、株主の所期するところとも反すると考えられますので、この場合には新法施行後も旧法によることとした。ただ登記につきましては、第五條但書について述べたと同趣旨で、旧法の登記に代えて新法による株式発行の登記をすることとした。かように第一項によつて資本増加は、旧法によるのでありますが、ただ新法第二百八十八條の三に規定する新株の発行条件に関する均等の原則は、かような経過的な資本増加の場合においては、これを無視するのは妥當ではないので、第二項は特に株金の拂込期日については、新法第二百八十八條の三の規定を適用することとした。第三項は第一項の資本増加の場合には、第六條の規定によつて定款に定められて

いるものとみなされた会社の発行する株式の総数が当然増加するものとみなすこととした。第六條と共に定款の変更を要せずして新法に適合させるための規定であります。

次に、第四十條でございますが、新法施行前に、会社が特定の者に将来の増資の場合に、新株引受権を與うべきことを約定している場合に、新法施行によつて、その者の利益が害せられることのないように、新法によつて要求される新株引受の定めをする場合には、その者に新株引受権を與えることを定めなければならぬことといたしました。次に、第四十一條でございますが、第三十九條の規定する資本増加の場合の取締役の填補責任について、設立における発起人と同様に取扱つたものであります。次に、第四十二條でございますが、新法施行前に、すでにいわゆる転換株式の発行を定めた場合は、旧法による資本増加の場合でありますから、本條第一項は発行の手續、転換の請求及び効力発生時等、旧法によることといたしました。第二項は、新法施行後転換があつた場合、それによつて生ずる各種の株式の数の増減を、第六條によつて定款に定められているものとみなされた会社の発行する各種の株式の間の数の増減とみなすことによつて、旧法による株式の転換を新法の授權資本制度に適合させたものであります。第三項は転換があつた場合の登記を新法下の登記に適合させるための規定であります。次に、第四十三條でございますが、本條は、いわゆる転換社債に関する経過規定であつて、立案の趣旨は、大体において前條について述べたところと同様であります。

す、ただ転換株式の場合と異なり、第二項におきまして、新法施行後、転換によつて発行すべき株数を、あらかじめ第六條の規定によつて定款に定められているものとみなされる会社の発行する株数に加えるものといたしました。第三項において、その数は転換に備えて留保せしめることといたしました。いずれも授權資本制度に適合させた規定であります。次に、第四十四條でございますが、本條は、合併後存続する会社又は合併によつて設立する会社が株式会社である場合について規定いたしました。第一項は合併の一方の当事者たる会社について、新法施行前に、即ち旧法による合併契約書の承認があつた場合には、相手かたの会社は、合併契約書の承認を新法施行後にする場合でも、その合併については旧法を適用することとし、ただその登記は、設立及び資本増加におけると同趣旨で、旧法の登記に代えて新法の登記をすることとしたといたしました。併し株主の権利を強化しようとする新法の立場から見ても、新法施行後に合併契約書の承認をする株式会社につきましては、株主に株式買取請求権を認めるのが妥当と考えられますので、第二項の規定を設けました。

次に、第四十五條でございますが、この法律自体に必要な規定を清算人に準用したものであります。次に、第四十六條でございますが、新法は、株式合資会社の制度を廃止しましたが、本條はこれに伴う経過規定でありまして、第一項は、新法施行前に成立した株式合資会社について新法施行後も旧法の株式合資会社に関する規定を適用することとし、ただ第二項において、

これらの株式合資会社が新法施行後に合併するときは、存続会社又は新設会社は株式会社でなければならぬとし、第一項の規定に制限を設け、更に第三項において、新法施行の日から五年を経過したときに現存する株式合資会社は、そのときに法理上当然に解散するものといたしました。即ちこれらの規定によつて、これら企業形態として存在価値の乏しい会社の整理を企図したものであります。次に、第四十七條でございますが、新法によつて、日本において繼續して取引しようとする外国会社は、營業所を設けてその登記しなければならぬことになつたわけでありまして、本條はこの登記に関する規定で、第一項は新法施行前に支店設置の登記の存する場合、第二項は支店設置の登記のない場合について規定したものであります。

次に、第四十八條でございますが、外国会社の支店の閉鎖命令に関する経過規定を準用したものであります。次に、第四十九條でございますが、第一項は新法施行前にした行為に対する罰則の適用について施行法の一般原則によつたもので、第二項は新法が罰金及び科料の額を引上げたことの權衡上、この法律において旧法を適用したという規定の場合において、新法施行後の行為に旧法の罰則の規定を適用するとき、旧法の罰金及び科料の額を新法と同額に引上げて適用しようとする規定であります。

次に附則に入りますが、附則第一項は、この法律の施行期日に関する規定で、附則第二項及び第三項の規定を除く他の規定は、商法の一部を改正する法律の施行期日たる昭和二十六年七月

一日から施行することとしたしました。次に第二項でありますが、新法施行前に成立した株式会社について、新法施行前にあらかじめ新法施行の日に効力を生ずる定款の変更をし得る。これにつきましては、理論上多少の疑義を生ずる虞れがありますので、本項は新法施行前に成立した株式会社の新法への移行を円滑にするため、かような定款の変更を認めることを明らかにしたものであります。次に第三項でありますが、第五條の規定によつて、旧法によつて設立手続中の会社について、その設立の経過において新法に適合するよう定款を変更することを認め、實際の便宜のために第五條の規定に弾力性を與えた規定であります。第二項及び第三項は、右に述べたように既存又はすでに旧法によつて設立手続中の会社につき、新法施行前に新法へ移行のための準備を可能にする規定でありますから、その施行を、この法律を公布の日といたしております。次に、第四十項及び第五項でございますが、商法施行前に設立した合資会社は、商法施行法(明治三十二年法律第四十九号)第三十八條によつて商法施行後も存続を認められたものであります。商法の認める種類の会社とは一種別な構造を持つ会社であります。現在、殆んどないに近いと思ひますが、今後そのまゝこれを認めることが必ずしも適當でないと考えられますので、今回株式合資会社と同様、これを整理することといたしました。即ち第四項は他の種類の会社への組織変更の途を開いた規定であり、第五項は新法施行の日から五年を経過したときに現存するこの種類の

の会社は、その時に解散をするものとした規定であります。以上で簡單ながら逐條的な説明を終ります。

○委員長(鈴木安孝君) 速記をとめて……。

〔速記中止〕

○委員長(鈴木安孝君) 速記を始めて下さい。本日はこの程度にいたしました。明日午前十時より委員会を開きます。今日はこれにて散会いたします。

午後三時三十一分散会
出席者は左の通り。

委員長 鈴木 安孝君
理事 伊藤 修君
鬼丸 義齋君
委員 長谷山行毅君
山田 佐一君
齋 武雄君
岡部 常君
一松 定吉君
羽仁 五郎君
須藤 五郎君

政府委員
法務政務次官 高木 松吉君
法務府法制意見第四局長 野木 新一君
法務府民事局長 村上 朝一君
事務局側
常任委員 長谷川 宏君
会専門員

二月二十一日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、商法の一部を改正する法律案施行法案

商法の一部を改正する法律施行法
案

商法の一部を改正する法律施行
法

(定義)

第二條 この法律で、「新法」とは、
商法の一部を改正する法律(昭和
二十五年法律第六十七号)によ
る改正後の商法をいい、「旧法」と
は、従前の商法及び商法の一部を
改正する法律附則第二項の規定を
いう。

(原則)

第二條 新法は、特別の定めがある場
合を除いては、新法施行前に生じ
た事項にも適用する。但し、旧法
によつて生じた効力を妨げない。

2 新法に、い、触する定款の定及び
契約の條項は、新法施行の日か
ら、その効力を失う。

(解散命令)

第三條 新法施行前に、裁判所が請
求を受け、又は着手した旧法第五
十八條に定める事件及びその事件
に関連する同條に定める事件につ
いては、新法施行後も、なお旧
法を適用する。その事件について
請求を却下された者の責任につい
ても、同様とする。

(訴の提起等についての担保)

第四條 解散命令の請求又は訴の提
起について供すべき担保に関する
旧法の規定は、新法施行前に供し
た担保に關してのみ適用する。

(株式会社の設立)

第五條 新法施行前に、発起人が株
式の総数を引き受け、又は株主の
募集に着手した場合には、その設

立については、新法施行後も、な
お旧法を適用する。但し、新法施
行後に設立の登記をするときは、
その登記事項については、この限
りでない。

(株式会社の定款)

第六條 新法施行前に成立した株式
会社については、新法施行前に発
行した株式の総数、新法施行後に
旧法によつて成立する株式会社に
ついては、設立に際して発行する
株式の数が、会社が発行する株式
の総数として、定款に定められて
いるものとみなす。

2 旧法第六十八條第一項第二号
の規定によつて定款に定めた事項
は、新法第二百二十二條第二項の
規定によつて定めたものとみな
す。

(株式会社の登記)

第七條 新法施行前に成立した株式
会社は、新法施行の日から六月内
に、新法によつて新たに登記すべ
きものとなつた事項を登記しなけ
ればならない。

2 前記の登記をするまでに他の登
記をするときは、その登記と同時
に同項の登記をしなければならな
い。

3 第一項の登記をするまでに同項
の事項に変更を生じたときは、遅
滞なく、変更前の事項につき同項
の登記をしなければならない。

4 前三項の規定に違反したとき
は、その会社の代表取締役を三万
円以下の過料に処する。

(発起人のてん補責任)

第八條 新法第九十二條第一項の
規定は、会社が新法施行後に旧法

によつて成立した場合にも適用す
る。会社が新法施行前に旧法によ
つて成立した場合に、新法施行後
に株式の申込が取り消されたとき
も、同様とする。

(設立に關する責任の免除及び追
及)

第九條 発起人、取締役又は監査役
の会社の設立に關する責任を、新
法施行後に免除する場合に、そ
の免除については、会社が旧法に
よつて成立したときでも、新法を
適用する。

2 新法施行後に前項の責任を追及
する訴を提起する場合には、その
訴についても、同項と同様とす
る。

(額面株式の金額、株式の併合)

第十條 新法施行後に旧法によつて
成立する株式会社の発行する額面
株式の金額については、旧法第二
百二十二條第二項の規定を適用す
る。

2 旧法によつて成立した株式会社
は、額面五百円未満の株式を額面
五百円以上の株式とするために、
新法第三百四十三條に定める決議
によつて、株式を併合することが
できる。この場合には、新法第三
百七十七條から第三百七十九條ま
での規定を準用する。

(記名株式の移転)

第十一條 新法施行前にされた記名
株式の移転については、新法施行
後も、なお旧法を適用する。但
し、新法第二百五條第二項及び第
三項の規定の適用を妨げない。

(株主名簿の記載)

第十二條 旧法によつて成立した株
式会社の株主名簿には、会社が無

額面株式を発行するまでは、株式
が額面株式である旨を記載するこ
とを要しない。

(株主名簿の閉鎖期間及び基準日)

第十三條 新法第二百二十四條ノ二
の規定は、新法施行後最初の定時
総会の終結の翌日から、新法施行
の際現に進行している株主名簿の
閉鎖期間がその日以後に終了する
ときは、その期間の終了の翌日か
ら適用する。

(株券の取得)

第十四條 新法施行前に裏書によつ
て株券を取得した場合に、その
取得については、新法施行後も、
なお旧法第二百二十九條第二項の
規定を適用する。但し、新法施行
後にされた裏書によつてその株券
を取得した場合には、その取得に
ついては、新法第二百二十九條の
規定を適用する。

(監査役による臨時総会の招集)

第十五條 新法施行前に、監査役が
臨時総会を招集した場合には、そ
の臨時総会については、新法施行
後も、なお旧法第二百三十五條第
二項の規定を適用する。

(少数株主の総会招集の請求)

第十六條 新法施行前に、旧法第二
百三十七條第一項の規定による総
会招集の請求があつた場合には、
その請求は、新法第二百三十七條
第一項の規定による請求とみな
す。

(総会の決議)

第十七條 新法施行後に総会の決議
をする場合には、新法施行前に、
招集の通知を發し、又は公告をし

たときでも、その総会の決議につ
いては、新法を適用する。

2 前項の総会については、新法の
施行によつて議決権を有すること
となつた株主に対しては、招集の
通知及び公告を要しない。

3 前二項の規定は、ある種類の株
主の総会に準用する。

(総会招集の通知及び公告)

第十八條 新法第二百四十五條第一
項各号に掲げる事項につき決議す
べき総会については、新法施行前
に、株主に対して招集の通知を發
し、又は公告をした場合には、そ
の通知又は公告については、同條
第二項の規定を適用しない。

(決議取消の訴)

第十九條 決議取消の訴について、
新法施行の際旧法第二百四十八條
第一項に定める期間が経過してい
ない場合には、その決議取消の訴
の提起期間については、新法を適
用する。

(取締役の任期)

第二十條 新法施行の際現に在任す
る取締役の任期については、新法
施行後も、なお旧法を適用する。
但し、その任期は、新法施行の日
から二年を経過した後の最初の定
時総会の終結の日をこえることが
できない。

(代表取締役)

第二十一條 旧法によつて会社を代
表する権限を有する取締役は、新
法による会社を代表すべき取締役
とみなす。

2 旧法によつて数人の取締役が共
同して会社を代表すべきことを定
めた場合には、その定は、新法第

二百六十一條第二項の規定による定とみなす。

3 新法施行の際会社を代表すべき取締役の定がない場合には、旧法第八十八條第二項第九号の取締役の登記は、新法第八十八條第二項第八号の登記があるまでは、その登記と同一の効力を有する。

(取締役の行為の責任)

第二十二條 取締役が新法施行前にした行為の責任については、新法施行後も、なお旧法を適用する。

2 新法施行後に前項の責任を免除する場合に、その免除については、同項の規定にかかわらず、新法を適用する。

3 新法施行後に第一項の責任を追及する訴を提起する場合には、その訴についても、前項と同様とする。

(取締役に対する訴及び訴の提起を請求した株主の責任)

第二十三條 新法施行前に、旧法第二百六十七條第一項又は第二百六十八條第一項の規定によつて取締役に対する訴を提起した場合に、その訴及び訴の提起を請求した株主の責任については、新法施行後も、なお旧法を適用する。

(旧法第二百六十七條の請求等)

第二十四條 新法施行前に、旧法第二百七十二條の規定によつて取締役の職務の執行の停止又は職務代行者の選任の請求があつた場合については、新法施行後も、なお同條の規定を適用する。

(監査役の任期)

第二十五條 新法施行の際現在に在任する監査役の任期については、新

法施行後も、なお旧法を適用する。但し、その任期は、新法施行の日から一年を経過した後の最初の定時総会の終結の日をこえることができない。

(一時取締役の職務を行うべき監査役)

第二十六條 新法施行前に一時取締役の職務を行うべき監査役を定めた場合には、その監査役については、新法施行後も、なお旧法第二百七十六條第一項但書、第二項及び第三項の規定を適用する。

(会社と取締役との間の訴についての会社代表)

第二十七條 新法施行前に、会社が取締役に対し又は取締役が会社に対して訴を提起した場合に、その訴については、新法施行後も、なお旧法第二百七十七條の規定を適用する。但し、新法によつて会社を代表すべき者を定めた後は、この限りでない。

(監査役のした訴の提起等)

第二十八條 新法施行前に、監査役が裁判所に対して訴の提起、請求又は申立をした場合には、その訴、請求又は申立については、新法施行後も、なお旧法を適用する。

(監査役に対する訴及び訴の提起を請求した株主の責任)

第二十九條 第二十三條の規定は、新法施行前に、旧法第二百七十九條第一項の規定によつて監査役に対して提起した訴及びその訴の提起を請求した株主の責任について適用する。

(監査役に関する準用規定)

第三十條 第二十二條及び第二十四條の規定は、監査役に準用する。

(新株の発行費用)

第三十一條 新法施行後に旧法によつて資本を増加する場合に、株式の発行のために必要な費用の額については、新法第二百八十六條ノ二の規定を適用する。

(額面超過額)

第三十二條 新法施行後に旧法によつて成立し又は資本を増加する株式会社が発行する場合には、その額面をこえる金額については、新法第二百八十八條ノ二の規定を適用する。

(準備金)

第三十三條 旧法第二百八十八條の規定によつて積み立てた準備金は、利益準備金として積み立てたものとみなす。

2 会社は、新法施行後最初に到来する決算期までに、前項の利益準備金の一部を資本準備金とすることができ。

(建設利息)

第三十四條 開業前に利息を配当すべき旨の旧法による定款の定は、新法施行前に発行した株式及び新法施行後に資本増加によつて発行する株式又は新法施行後に旧法によつて成立する株式会社が設立に際して発行する株式について、開業前に利息を配当すべき旨の新法による定款の定とみなす。但し、その定款に、資本増加によつて発行する株式に対しては利息を配当しない旨の定があるときは、その

株式については、この限りでない。

2 新法施行前に旧法によつて配当した利息の金額は、新法によつて配当した利息の金額とみなす。

(附屬明細書)

第三十五條 新法第二百九十三條ノ五の規定は、新法施行後最初に到来する決算期から適用する。

(総会招集の命令)

第三十六條 新法施行前に、旧法第二百九十四條第三項の規定によつて株主総会招集の命令があつた場合には、その総会の招集については、新法施行後も、なお旧法を適用する。

(社債の募集)

第三十七條 新法施行前に社債募集の決議をした場合には、その社債の募集については、新法施行後も、なお旧法を適用する。

(社債権者集会の決議)

第三十八條 第十七條第一項の規定は、社債権者集會に準用する。

(資本増加)

第三十九條 新法施行前に資本増加の決議をした場合には、その資本増加については、新法施行後も、なお旧法を適用する。但し、新法施行後にする資本増加の登記については、旧法によるその登記に代えて、新法による新株発行による変更の登記をするものとする。

2 前項の場合に、株金の拂込期日が新法施行後であるものについては、同項の規定にかかわらず、新法第二百八十八條ノ三の規定を適用する。

3 新法施行後に旧法によつて資本

を増加する場合には、その資本増加によつて生ずる株式の数の増加は、定款に定められているものとみなされた会社が発行する株式の総数の増加とみなす。

(新株引受権を與える契約)

第四十條 新法施行前に旧法第三百四十九條の契約をしたときは、新法によつて会社が発行する株式の総数を増加する際、その契約によつて新株の引受権を與えらるる者に対して、新株の引受権を與える旨の定をしなければならぬ。

(取締役のてん補責任)

第四十一條 新法第二百八十八條ノ三の規定は、新法施行後に旧法によつて資本を増加する場合に準用する。

(転換株式)

第四十二條 新法施行前に旧法第三百五十九條の規定によつて、定款で、株主がその引き受けた新株を他の種類の株式に転換することを請求することができ旨を定めた場合には、その株式については、新法施行後も、なお旧法第三百六十條から第三百六十二條までの規定を適用する。

2 前項の株式について新法施行後に転換があつた場合には、その転換によつて生ずる各種の株式の数の増減は、定款に定められているものとみなされた会社が発行する各種の株式の数の増減とみなす。

3 前項の場合に、転換による変更の登記は、毎營業年度の終から一月内に本店及び支店の所在地でなければならない。

(転換社債)

第四十三條 新法施行前に旧法第三百六十四條の規定によつて、社債権者が社債を株式に転換することを請求することができ旨を決議した場合に、その社債については、新法施行後も、なお旧法第三百六十五條から第三百六十八條までの規定を適用する。

2 前項の場合に、新法施行後に転換によつて発行すべき株式の数及び各種の株式の数は、第六條の規定によつて、定款に定められているものとみなされる会社が発行する株式の総数及び各種の株式の数に加えるものとする。

3 新法第二百二十二條ノ二第二項の規定は、前項の場合に準用する。

4 第一項の社債について新法施行後に転換があつた場合に、転換による変更の登記は、毎營業年度の終から一月内に本店及び支店の所在地でなければならぬ。

(会社の合併)

第四十四條 合併後存続する会社又は合併によつて設立する会社が株式会社である場合に、新法施行前に合併契約書について、合併をする会社の一方の総社員の同意又は株主總會の承認があつたときは、その合併については、新法施行後も、なお旧法を適用する。但し、新法施行後にする合併による変更又は設立の登記については、旧法によるその登記に代えて、新法によるその登記をするものとする。

2 前項の場合に、新法施行後に合併契約書承認の決議をする株式会社にについては、同項の規定にかか

かわらず、新法第四百八條ノ二の規定を適用する。

(清算人に関する準用規定)

第四十五條 第十六條、第二十一條から第二十四條まで、第二十六條、第二十七條及び第三十五條の規定は、清算人に準用する。

(株式合資会社)

第四十六條 新法施行前に成立した株式合資会社については、新法施行後も、なお旧法を適用する。

2 株式合資会社が新法施行後に合併をする場合には、前項の規定にかかわらず、合併後存続する会社又は合併によつて設立する会社は、株式合資会社でなければならぬ。この場合には、合併契約書は、新法第四百九條及び第四百十條の規定に従つて作らなければならない。

3 新法施行の日から五年を経過した時に現に存する株式合資会社は、その時に解散する。

(外国会社の登記)

第四十七條 新法施行前に、外国会社が旧法によつて支店設置の登記をした場合には、その支店設置の登記は、新法第四百七十九條第二項に定める登記とみなす。但し、その会社は、新法施行の日から六月以内に、新法によつて新たに登記すべきものとなつた事項を登記しなければならない。

2 新法第四百七十九條第二項及び第三項に定める登記をすることを要することとなつた外国会社は、前項の場合を除いて、新法施行の日から六月以内に、その登記をしなければならない。

3 第一項但書又は前項の規定に違反したときは、その会社の日本における代表者を三万円以下の過料に処する。

(外国会社の支店閉鎖命令)

第四十八條 第三條の規定は、旧法第四百八十四條に定める事件及びその事件について請求を却下された者の責任について準用する。

(罰則)

第四十九條 新法施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 新法施行後の行為については旧法第二編第七章の規定を適用する場合に、その規定中、「一万円」とあるのは「五十万円」とし、「五千円」とあるのは「三十万円」とし、「三千円」とあるのは「二十万円」とし、「千円」とあるのは「五万円」とする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。但し、附則第二項及び第三項の規定は、公布の日から施行する。

(定款変更の特例)

2 新法施行前に成立した株式会社は、新法施行前に、新法施行の日に効力を生ずる定款の変更をすることが出来る。

3 新法施行後に旧法によつて成立する会社にあつては、発起人全員の同意又は創立總會の決議で、新法施行前に、新法施行の日に効力を生ずる定款の変更をし、又は新

法施行後に、新法に従うよう定款を変更することが出来る。

(旧合資会社の組織変更及び解散)

4 新法第九十九條、第百條及び第百十四條の規定は、商法(明治三十二年法律第四十八号)施行前に設立した合資会社が、商法施行法(明治三十二年法律第四十九号)第四十條の規定によつて組織変更をする場合に準用する。

5 第四十六條第三項の規定は、前項の合資会社に準用する。

二月二十四日本委員会に左の事件を付託された。

一、宮城県古川拘置支所庁舎改築に関する請願(第六五八号)

一、秋田県鷹巣町に簡易裁判所設置の請願(第六五九号)

一、熊本県隈府町に簡易裁判所および区検察庁設置の請願(第七〇〇号)

第六五八号 昭和二十六年二月十日受理

宮城県古川拘置支所庁舎改築に関する請願者 宮城県古川市長 佐々木稜治

紹介議員 愛知 揆一君

宮城県古川拘置支所は、明治十八年仮設獄舎として建築された貧弱な庁舎で、入所者の保健衛生および犯罪予防上極めて不完全であり、一方当支所の入所状況は一日平均六十名前後の現状にあるから、すみやかに同支所庁舎を改築せられたいとの請願。

第六五九号 昭和二十六年二月十日受理

秋田県鷹巣町に簡易裁判所設置の請願者 秋田県北秋田郡鷹巣町長 成田喜八外一名

紹介議員 長谷山行毅君 鈴木安孝君

鷹巣町は、北秋田郡の中央に位置し、地方事務所国家地方警察等の官公署があるほか、交通上の要衝となつてゐるが、簡易裁判所がないため、新憲法施行後増加の傾向にある民事上の調定裁判に当つて、関係者は大館町に出頭せねばならず、時間的経済的不便が大いから、鷹巣町に簡易裁判所を設置せられたいとの請願。

第七〇〇号 昭和二十六年二月十三日受理

熊本県隈府町に簡易裁判所および区検察庁設置の請願者 熊本県菊池郡隈府町菊池地方事務所内簡易裁判所誘致期成会内 中 原新吾外二十五名

紹介議員 城 善臣君

隈府町は熊本県菊池郡の行政の中心地であるが、簡易裁判所がないため、訴訟関係において多大の不便を受けており、また区検察庁がないため、刑事事件の捜査に支障が多く、治安保持の見地から憂慮されているから、すでに両庁舎の敷地を用意している熊本県隈府町に簡易裁判所および区検査庁を設置せられたいとの請願。

二月二十七日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律

犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「委員三人を」を「委員三人（関東地方少年保護委員会及び関東地方成人保護委員会にあつては、委員五人）に改める。

附則

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

二月二十八日本委員会に左の事件を付託された。

一、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

一、裁判所職員定員法案

一、不動産登記法等の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律（昭和二十二年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表第四表名称の欄中「品川簡易裁判所」を「大森簡易裁判所」に、「栃木簡易裁判所」を「栃木簡易裁判所」に、「小山簡易裁判所」を「小山簡易裁判所」に改める。

に、「三次簡易裁判所」を「三次簡易裁判所」に、「片上簡易裁判所」を「片上簡易裁判所」に、「徳島簡易裁判所」を「徳島簡易裁判所」に、同表所在地の欄中「東京都品川区」を「東京都大田区」に、「埼玉縣秩父郡秩父町」を「秩父市」に、「茨城縣猿島郡古河町」を「古河市」に、「栃木市」を「栃木市」に、「群馬縣下都賀郡小山町」に、「群馬縣北甘楽郡富岡町」を「群馬縣甘楽郡富岡町」に、「新潟縣中蒲原郡新津町」を「新津市」に、「大阪府南河内郡富田林町」を「富田林市」に、「京都府久世郡宇治町」を「宇治市」に、「京都府何鹿郡綾部町」を「綾部市」に、「兵庫縣加古郡加古川町」を「加古川市」に、「兵庫縣城崎郡豊岡町」を「豊岡市」に、「奈良縣吉野郡下市町」を「奈良縣吉野郡大淀町」に、「岐阜縣武儀郡関町」を「関市」に、「広島縣三郡三次町」を「広島縣三郡三次町」に、「岡山縣和氣郡片上町」を「岡山縣和氣郡備前町」に、「大分縣北海部郡臼杵町」を「臼杵市」に、「宮崎縣西諸郡小林町」を「小林市」に、「宮城縣志田郡古川町」を「古川市」に、「徳島市」を「鳴門市」に改める。

別表第五表品川簡易裁判所の項を次のように改める。

大森	東京都の内
大田区	品川区
同表武蔵野簡易裁判所の管轄区域	

の欄中「三鷹町」を削り、「武蔵野市」を「武蔵野市 三鷹市」に、同表横須賀簡易裁判所の管轄区域の欄中「葉山町」を「葉山町 逗子町」に、同表川口簡易裁判所の管轄区域の欄中「野田村」を「野田村 鳩ヶ谷町」に改め、同表川越簡易裁判所の管轄区域の欄中「所沢町」を削り、「川越市」を「川越市 所沢市」に改め、同表秩父簡易裁判所の管轄区域の欄中「秩父町」を削り、「埼玉縣の内」を「秩父市」に改め、同表松戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「野田町 旭村 七福村及び梅郷村」を削り、「松戸市」を「松戸市 野田市」に、同表龍ヶ崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「瑞穂村」を「長竿村」に、同表古河簡易裁判所の管轄区域の欄中「猿島郡」を「古河市 猿島郡」に改め、同表栃木簡易裁判所の項を次のように改める。

栃木	栃木県の内
栃木市	上野郡の内
栗野町 西方村 清洲村 永野村 粕尾村 真名子村	下都賀郡の内
大宮村 国府村 壬生町 稲葉村 南大村 瑞穂村 水代村 部屋村 藤岡町 赤麻村 三鴨村 岩舟村 小野寺村 富山村 静和村 皆川村 吹上村 寺尾村 赤津村 家中村	

同表栃木簡易裁判所の項の次に次の一項を加える。

小山	栃木県の内
下都賀郡の内	
小山町 間々田町 野木村 生井村 大谷村 徳積村 絹村 国分寺村 豊田村 桑村 石橋町 姿村 寒川村 中村	

同表高崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「北甘楽郡の内」を「甘楽郡の内」に、同表太田簡易裁判所の管轄区域の欄中「碓戸村」を「碓戸村 世良田村 綿打村」に改め、同表伊勢崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「新田郡良田村 綿打村」を削り、同表群馬縣簡易裁判所の管轄区域の欄中「北甘楽郡の内」を「甘楽郡の内」に改め、同表長野簡易裁判所の管轄区域の欄中「川柳村及び東福寺村」を削り、同表新津簡易裁判所の管轄区域の欄中「新津町」を削り、「東蒲原郡」を「新津市 東蒲原郡」に改め、同表直江津簡易裁判所の管轄区域の欄中「上米山村」を削り、同表吹田簡易裁判所の管轄区域の欄中「味舌村」を「味舌町」に改め、同表茨木簡易裁判所の管轄区域の欄中「五領村」を削り、同表布施簡易裁判所の管轄区域の欄中「大戸村」を「石切町」に改め、同表堺簡易裁判所の管轄区域の欄中「大草村及び野田村」を削り、「丹南村」を「丹南村 登美丘町」に改め、同表富田簡易裁判所の管轄区域の欄中「富田林町」を削り、「大阪府の

内」を「大阪府の内 富田林市」に、同表宇治簡易裁判所の管轄区域の欄中「久世郡」を「宇治市 久世郡」に、同表綾部簡易裁判所の管轄区域の欄中「何鹿郡」を「綾部市 何鹿郡」に改め、同表灘簡易裁判所の項を次のように改める。

灘	兵庫縣の内
神戸市の内	
灘区 東灘区 葺合区	

同表明石簡易裁判所の管轄区域の欄中「明石市」を削り、同表加古川簡易裁判所の管轄区域の欄中「加古郡」を「加古川市 加古郡」に改め、同表豊岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「豊岡町 新田村 五莊村及び中筋村」を削り、「兵庫縣の内」を「豊岡市」に改め、同表田辺簡易裁判所の管轄区域の欄中「稻成村」を削り、同表安城簡易裁判所の管轄区域の欄中「碧南市」を「碧南市 刈谷市」に改め、同表関簡易裁判所の項を次のように改める。

関	岐阜縣の内
関市 武儀郡	
益田郡の内	
下原村	
郡上郡の内	
東村	

同表高山簡易裁判所の管轄区域の欄中「朝日村 高根村」を削り、同表武生簡易裁判所の管轄区域の欄中「大虫村」を削り、同表広島簡易裁判

所の管轄区域の欄中「坂村」を「坂町」に、「大野村」を「大野町」に、「嚴島町」を「宮島町」に、同表安芸西條簡易裁判所の管轄区域の欄中「西條町」を「西條町」寺西村に、同表大竹簡易裁判所の管轄区域の欄中「小方村」を「小方町」に、同表呉簡易裁判所の管轄区域の欄中「鹿川村」を「鹿川町」に、同表竹原簡易裁判所の管轄区域の欄中「上北方村」を「北方村」に、同表尾道簡易裁判所の管轄区域の欄中「向島西村」を「向島町」に改め、同表三次簡易裁判所の管轄区域の欄中「高田郡」を削り、同表三次簡易裁判所の項の次に次の一項を加える。

安芸吉田 広島県の内
高田郡
同表児島簡易裁判所の管轄区域の欄中「粒江村」を削り、同表片上簡易裁判所の項を次のように改める。

備前 岡山県の内
和気郡

同表玉島簡易裁判所の管轄区域の欄中「黒崎村」を「黒崎町」に、「里庄村」を「里庄町」に、同表倉敷簡易裁判所の管轄区域の欄中「箭田村」を「箭田町」に、同表平戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「小佐々村」を「小佐々町」に、同表国東簡易裁判所の管轄区域の欄中「伊美村」を「伊美町」に、同表竹田簡易裁判所の管轄区域の欄中「竹田町」を「竹田町」豊岡村に改め、同表臼杵簡易裁判所の管轄区域の欄中「臼杵町」及び「海辺村」を削り、「大分県の内」を「大分県の内」に改め、同表伊集院簡易裁判所の管轄区域の欄中「串木野町」を削り、「鹿児島県の内」を「鹿児島県の内」に改め、同表加治木簡易裁判所の項を次のように改める。

鹿児島県の内
始良郡の内
加治木町 重富村
蒲生町 山田村 溝
辺村 帖佐町 国分
町 隼人町 東国分
村 日当山村 福山
町 霧島村 東麓山
村 清水村 敷根村
横川町 牧園町
贈嶽郡の内
財部町

同表大分簡易裁判所の管轄区域の欄中「横川町」及び「牧園町」を削り、同表岩川簡易裁判所の項を次のように改める。

岩川 鹿児島県の内
贈嶽郡の内
岩川町 恒吉村 市
成村 末吉町 松山
村 志布志町 西志
布志村 月野村 野
方村 大崎町

同表小林簡易裁判所の管轄区域の欄中「西諸郡」を「小林市 西諸郡」に改め、同表古川簡易裁判所、岩出山簡易裁判所、築館簡易裁判所及び登米簡易裁判所の項をそれぞれ次のように改める。

古川 宮城県の内
古川市 遠田郡 志田
郡 加美郡
岩出山 宮城県の内
玉造郡
築館 宮城県の内
栗原郡
登米 宮城県の内
登米郡
本吉郡の内
柳津町

同表喜多方簡易裁判所の管轄区域の欄中「木橋村 小川村」を削り、「山都村」を「山都町」に、同表秋田簡易裁判所の管轄区域の欄中「昭和町」を「昭和町」豊川村 飯田川町に改め、同表岩見沢簡易裁判所の管轄区域の欄中「美唄市」を削り、「岩見沢市」を「岩見沢市 美唄市」に、同表滝川簡易裁判所の管轄区域の欄中「奈井江村」を「奈井江町」に、同表知安簡易裁判所の管轄区域の欄中「狩太村」を「狩太町」に、同表本別簡易裁判所の管轄区域の欄中「西足寄村」を「西足寄町」に、同表網走簡易裁判所の管轄区域の欄中「常呂村」を「常呂町」に改め、同表徳島簡易裁判所の項を次のように改める。

徳島 徳島県の内
徳島市 名東郡 勝浦
郡 名西郡
板野郡の内
北島町 川内村 応
神村 住吉村 板東
町 藍園村 板西町
栄村 松坂村 大
山村 一條町 松島
町 御所村

同表徳島簡易裁判所の項の次に次の一項を加える。

鳴門 徳島県の内
鳴門市
板野郡の内
大津村 北灘村 堀
江村 松茂村

同表徳島富岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「海部郡の内 上木頭村 木頭村」を削り、同表牟岐簡易裁判所の項を次のように改める。

牟岐 徳島県の内
海部郡

同表中村簡易裁判所の管轄区域の欄中「伊豆田村」を「下ノ江町」に、「下川口村」を「下川口町」に、同表宿毛簡易裁判所の管轄区域の欄中「小筑紫村」を「小筑紫町」に、同表愛媛三島簡易裁判所の管轄区域の欄中「三島町」を「三島町 松柏村」に改める。

附則

- この法律は、昭和二十六年六月一日から施行する。
- この法律施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

裁判所職員定員法案

裁判所職員定員法案
裁判所職員定員法
裁判所職員の定員に関する法律（昭和二十二年法律第六十四号）の全部を改正する。
第一條 下級裁判所の裁判官の員数は、左の表に掲げる通りとする。

区	分	員数
高等裁判所長官		八人
判事		一、一〇〇人
判事補		四七二人
簡易裁判所判事		七二八人

第二條 裁判官以外の裁判所の職員の員数は、左の表に掲げる通りとする。

区	分	員数
司法研修所教官		一一人
裁判所書記官研修所教官		八人
裁判所調査官		二四人
裁判所事務官		三、五九二人
裁判所書記官		二、三六一人
裁判所書記官補		二、二六人
家事調査官		四九人
家事調査官補		一一人
少年調査官		三四八人
少年調査官補		四〇三人
裁判所技官		一〇〇人

附則

- この法律は、昭和二十六年四月から施行する。
 - 裁判所書記官補は、当分の間、第二條に定める員数をこえて任命することができる。この場合において、裁判所書記官及び裁判所書記官補の総員数は、同條に定める裁判所書記官及び裁判所書記官補の総員数をこえてはならない。
- 不動産登記法等の一部を改正する法律案
不動産登記法等の一部を改正する法律
第一條 不動産登記法（明治三十二

年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第九條第二項中「其不動産ノ登記簿ノ謄本」を「其不動産ノ登記用紙」に改め、同項但書及び同條第一項を削る。

第十四條第二項を削る。

第十五條第二項を削る。

第十六條第一項中「登記番号欄」を削り、同項に次の但書を加え、同條第二項を削る。

但乙区ニ付テハ記載スベキ事項ナキトキハ之ヲ設ケザルコトヲ得

第十七條及び第十八條を次のように改める。

第十七條及び第十八條 削除

第十九條を削り、第十九條ノ二を第十九條とする。

第二十條第一項中「見出帳及び共同人名簿」を削る。

第三章中第二十四條の次に次の一條を加える。

第二十四條ノ二 登記用紙ヲ閉鎖シタルトキハ之ヲ閉鎖登記簿ニ編綴スルコトヲ要ス

閉鎖シタル登記用紙ハ閉鎖ノ日より三十年間之ヲ保存スルコトヲ要ス

第十四條、第二十一條及び第二十一條ノ二ノ規定ハ閉鎖登記簿ニ之ヲ準用ス

第五十一條を次のように改める。

第五十一條 削除

第六十條第一項中「登記番号」を削る。

第六十七條及び第六十八條を次のように改める。

第六十七條及び第六十八條 削除

第七十一條第一項中「登記番号欄」其登記簿ニ於ケル登記ノ順序

ヲ追ヒテ新ナル番号ヲ記載シ」を削る。

第七十二條第一項中「許可書及び管轄權屬ニ因リ移送ヲ受ケタル登記簿謄本」を「及び許可書に改める。

第七十四條第二項を次のように改める。

前項ノ場合ニ於テハ表示欄及び事項欄ニ為シタル登記ノ末尾ニ同項ノ書面ニ基キ登記シタル旨及び其年月日ヲ記載シ登記官吏捺印スルコトヲ要ス

第七十六條を次のように改める。

第七十六條 登記用紙ノ枚數過多ニシテ取扱不便ト為ルニ至リタルトキハ其登記ヲ新用紙ニ移スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ表示欄及び事項欄ニ移シタル登記ノ末尾ニ同項ノ規定ニ依リテ登記ヲ移シタル旨及び其年月日ヲ記載シ登記官吏捺印スルコトヲ要ス

第一項ノ規定ニ依リテ登記ヲ移シタルトキハ前登記用紙ヲ閉鎖スルコトヲ要ス

第七十六條ノ二を削り、第七十六條ノ三を第七十六條ノ二とする。

第七十九條中「若クハ番号」を削る。

第八十條中「若クハ新番号」を削る。

第八十一條を次のように改める。

第八十一條 第五十六條第二項ノ規定ハ抵当証券ノ発行アリタル場合ニ於ケル土地ノ分合、滅

失、段別若クハ坪數ノ減少又ハ地目ノ變更ノ登記ノ申請ニ之ヲ準用ス

第八十二條中「登記何号」を「何番ノ土地ノ登記用紙」に改め、同條第一項中「登記番号欄」を「登記何号」に改める。

第八十四條第二項中「登記何号」を「何番ノ土地ノ登記用紙」に改める。

第八十五條第一項中「登記何号」を「何番ノ土地ノ登記用紙」に、同條第四項を次のように改める。

所有權其他ノ權利ニ關スル登記ヲ転寫スベキ場合ニ於テ登記原因、其日附、登記ノ目的及び受附番号が同一ナルトキハ転寫ニ代ヘ乙地ノ登記用紙ニ甲地ノ番号及び其土地ニ付キ同一事項ノ登記アル旨ヲ記載スベシ

第八十六條中「登記何号」を「何番ノ土地ノ登記用紙」に、同條第二項中「其番号及び登記番号」を「及び其番号」に改める。

第九十一條第二項中「又ハ家屋番号」を削る。

第九十二條中「若クハ新家屋番号」を削る。

第九十三條を次のように改める。

第九十三條 第五十六條第二項ノ規定ハ抵当証券ノ発行アリタル場合ニ於ケル建物ノ分合、其種類若クハ構造ノ變更、其滅失又ハ其建坪ノ減少ノ登記ノ申請ニ之ヲ準用ス

第九十四條中「登記何号」を「家屋番号何番ノ建物ノ登記用紙」に

改め、同條第一項中「登記番号欄」を「登記何号」に削る。

第九十五條第一項中「登記何号」を「家屋番号何番ノ建物ノ登記用紙」に改める。

第九十六條ノ二中「行政区画又ハ字ノ變更ニ伴ヒ」を削る。

第九十七條及び第九十八條ノ三項中、表示番号及び登記番号を「及び其番号」に改める。

第九十八條を削り、第九十八條ノ二を第九十八條とする。

第九十九條、第一百零一條及び第一百零二條中「登記番号欄」を「登記何号」に削る。

第一百零三條中「登記番号欄」を「登記何号」に削る。

第一百零四條中「登記番号欄」を「登記何号」に削る。

第一百零五條中「登記番号欄」を「登記何号」に削る。

第一百零六條中「登記番号欄」を「登記何号」に削る。

第一百零七條中「登記番号欄」を「登記何号」に削る。

第一百零八條中「登記番号欄」を「登記何号」に削る。

第一百零九條中「登記番号欄」を「登記何号」に削る。

第一百一十條中「登記番号欄」を「登記何号」に削る。

第一百一十一條中「登記番号欄」を「登記何号」に削る。

第一百一十二條中「登記番号欄」を「登記何号」に削る。

第一百一十三條中「登記番号欄」を「登記何号」に削る。

又ハ地上權者トシテ登記簿ニ登記セラレタル者

二 土地台帳ニ自己又ハ被相続人が立木ノ存スル土地ノ所有者トシテ登録セラレタル者

三 第一号ニ掲ゲタル者ノ証明書ニ依リ自己ノ所有權ヲ証スル者

四 判決其他官庁又ハ公署ノ書面ニ依リ自己ノ所有權ヲ証スル者

所有權保存ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ前項第何号ノ規定ニ依リ登記ヲ申請スル旨ヲ記載シ必要ナル証明書類及び図面ヲ添附スルコトヲ要ス但シ登記原因及び其ノ日附ヲ記載シ又ハ不動産登記法第三十五條第一項第二号乃至第四号ニ掲ゲタル書面ヲ添附スルコトヲ要セズ

第九十九條第一項中「登記番号」を「登記何号」に削る。

同條第二項中「依リテ記載シタル登記番号」を「依リ表示」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。

2 登記所は、従前の規定による登記簿を改正後の規定による登記簿に改製しなければならぬ。

3 前項の規定による改製に關シ必要な事項は、法務府令で定める。

4 第二項の規定による改製を完了するまでの間は、当該登記所においてする登記については、従前の規定を適用する。但し、従前の不動産登記法第七十九條、第八十條、第八十一條、第九十一條第二項、

第九十二條、第九十三條及び第九十四條ノ二並びに立木に関する法律第十六條の規定は、この限りでない。

三月一日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、非訟事件手続法の一部を改正する法律案

非訟事件手続法の一部を改正する法律案

非訟事件手続法の一部を改正する法律案

非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

目録中「第七節 株式会社合資会社ノ登記」を第七節「削除」に改める。

第二百六十六條中「檢察官」の下に「又ハ法務總裁」を加える。

第二百二十四條中「第二百二條乃至第二百四條」を「第二百二條及び第二百四條」に改める。

第二百二十五條第一項中「第四百四一條」を「第四百二條」に改める。

第二百二十六條第一項を次のように改め、同條第三項中「支店」を「営業所」に改める。

商法第五十八條、第七十八條、第二百三十七條第二項、第二百四十五條ノ三第三項、第二百五十八條第二項、第二百八十八條ノ十八第二項及び第二百七十九條第一項、其準用規定、同法第五百三十三條第二項、第五百七十三條第一項第二項、第五百八十一條第一項、第二百八十條ノ八第一項第二項、第二百九十一條第二項、第二百九十四條並ニ有限会社法第八條第一項但

書、第四十五條及び第六十七條第三項ニ定メタル事件ハ会社ノ本店所在地ノ地方裁判所ノ管轄トス
第二百二十九條第一項中「第二項」の下に「又ハ第二百八十條ノ八第二項」を、同條第二項及び第三項中「発起人」の下に「又ハ現物出資ヲ為ス者」を加える。

第二百二十九條ノ三中「第二百九十四條第一項又ハ第三百五十三條第一項」を「第二百八十條ノ八第一項又ハ第二百九十四條第一項」に改める。

第三百三十二條ノ二中「第三百七十四條第一項」を「第二百八十條ノ十四」に改める。

第三百三十二條ノ四第一項中「同法」の下に「第二百六十一條第三項及び」を加える。

第三百三十二條ノ五第一項中（同法第二百七十二條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）を削る。

第三百三十二條ノ六を次のように改める。

第三百三十二條ノ六 商法第二百四十五條ノ三第三項（同法第四百八條ノ二第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル申請ニ對スル審問ハ同項ノ期間ヲ經過シタル後ニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ裁判所ハ裁判ヲ為ス前取締役及び申請ヲ為シタル株主ノ陳述ヲ聴クベシ

第二百二十九條第一項、第二百二十九條ノ四、前條第三項及び第三百三十三條ノ二第三項ノ規定ハ第一項ノ申請ニ對スル裁判ニ付キ之ヲ準用ス

第三百三十三條中（同法第二百九十二條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）を削る。

第三百三十三條ノ二第一項中「第三百七十四條」を「第二百八十條ノ十八」に、「資本ノ増加」を「新株発行」に改める。

第三百三十四條第一項中「及び第二項」を削り、同條第二項中「檢察官」を「法務總裁」に改め、同條に次の三項を加える。

法務總裁ハ裁判所ガ審問ヲ為ス場合ニ於テハ之ニ立会フコトヲ得事件及び審問期日ハ法務總裁ニ之ヲ通知スベシ

第十五條ノ規定ハ第一項ノ事件ニハ之ヲ適用セズ

第三百三十四條ノ二中「檢察官」を「法務總裁」に改める。

第三百三十四條ノ三中「又ハ第二項」を削る。

第三百三十五條ノ二第一項中「第三項」を「第二項」に改める。

第三百三十五條ノ三第三項中「檢察官」を「法務總裁」に改める。

第三百三十五條ノ四第一項中「第三項」を「第二項」に改める。

第三百三十五條ノ五を次のように改める。

第三百三十五條ノ五 第十六條ニ規定スル者ハ其職務上商法第五十八條第一項ノ請求又ハ警告ヲ為スベキ事由アルコトヲ知リタルトキハ之ヲ法務總裁ニ通知スベシ

第三百三十五條ノ九第三項中「支店」を「營業所」に改め、同條第一項を削る。

第三百三十五條ノ十五第一項中「及び第三百七十六條第三項並ニ其準用規定」を並ニ「第二百七十六條第三項及び其準用規定」に改める。

第三百三十五條ノ二十二を次のように改める。

第三百三十五條ノ二十二 削除

第三百三十五條ノ三十五中「整理開始ノ登記ノ囑託」を「前項ノ囑託」に改め、同條に第一項として次の一項を加える。

整理開始ノ命令アリタルトキハ直ニ裁判所ハ会社ノ本店及び支店ノ所在地ノ登記所ニ其登記ヲ囑託スルコトヲ要ス

第三百三十五條ノ三十八中「取消シ又ハ」を「為シ又ハ其処分ヲ取消シ若クハ」に改める。

第三百三十五條ノ三十九第一項中「商法第三百八十七條又ハ」及び同條第二項中「商法第三百八十七條第二項又ハ」を削る。

第三百三十五條ノ五十八第一項中「商法第三百八十七條ノ登記若クハ登録又ハ第三百三十五條ノ三十八ノ登記若クハ登録」を「第三百三十五條ノ三十八ノ登記又ハ登録」に改める。

第三百三十六條中、株式会社合資会社」を削る。

第三百三十七條ノ二中「第三百三十二條ノ四乃至第三百三十二條ノ六」を「第三百三十二條ノ四及び第三百三十二條ノ五」に改め、「株式会社合資会社」を削る。

第四百四十條中第八號を削り、第九號を第八號とし、第十號を第九號とする。

第四百四十一條を次のように改める。

第四百四十一條 削除
第四百四十五條第一項及び第四百四十六條中「司法事務局」を「法務局又ハ地方法務局」に改める。

第四百五十六條ノ二の次に次の一條を加える。

第四百五十六條ノ三 各登記所ニ閉鎖登記簿ヲ備フ

第四百五十二條、第四百四十三條及び前條ノ規定ハ閉鎖登記簿ニ之ヲ準用ス

第四百五十七條中「第十八條、第二十條」を削り、「及び第五百五十四條」を「第五百五十四條及び第五百五十七條」に改める。

第四百五十七條ノ二を次のように改める。

第四百五十七條ノ二 第三百三十五條ノ六ノ規定ハ清算人ノ解任ノ裁判アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第四百五十七條ノ二の次に次の一條を加える。

第四百五十七條ノ三 第三百八十八條ノ二ノ規定ハ株式会社及び有限会社ノ清算人ノ職務執行停止及び職務代行者ニ付キ之ヲ準用ス

第四百八十二條第三項中（同法第四百五十八條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）を削る。

第四百八十七條第二項各号を次のように改める。

一定款
二 株式ノ申込及び引受ヲ証スル書面
三 発起人が商法第六十八條ノ二ニ規定スル事項ヲ定メタルトキハ之ヲ証スル書面

四 取締役及び監査役又ハ検査役ノ調査報告書及び其附属書類

五 検査役ノ報告ニ関スル裁判アリタルトキハ其謄本

六 発起人ガ取締役及ビ監査役ヲ選任シタルトキハ之ニ関スル書類

七 創立總會ノ議事録

八 代表取締役ニ関スル取締役会ノ議事録

九 名義書換代理人又ハ登録機關ヲ置キタルトキハ之ヲ証スル書類

十 拂込ヲ取扱ヒタル銀行又ハ信託会社ノ拂込金ノ保管ニ関スル証明書

第百八十八條第一項中「会社ヲ代表スベキ取締役ヲ」代表取締役に改める。

第百八十八條ノ二第二項中「同法第二百八十條」を「同法第二百六十一條第三項及ビ第二百八十條」に改め、「第二百七十二條第二項及ビ」を削る。

第百八十八條ノ三を次のように改める。

第百八十八條ノ三 会社が発行スル株式ノ総数ノ増加ニ因ル変更ノ登記ノ申請書ニハ商法第三百四十七條第二項ノ定ヲ記載スルコトヲ要ス

第百八十八條ノ三の次に次の一條を加える。

第百八十八條ノ四 第百三十五條ノ六ノ規定ハ取締役又ハ監査役ノ解任ノ判決ガ確定シタル場合ニ之ヲ準用ス

第百八十九條を次のように改める。

類ヲ添附スルコトヲ要ス

一 定款

二 株式ノ申込及ビ引受ヲ証スル書面

三 商法第二百八十條ノ八ノ規定ニ從ヒテ検査役ガ為シタル調査報告書及ビ其附屬書類

四 検査役ノ報告ニ関スル裁判アリタルトキハ其謄本

五 新株発行ニ関スル取締役会又ハ株主總會ノ議事録

六 拂込ヲ取扱ヒタル銀行又ハ信託会社ノ拂込金ノ保管ニ関スル証明書

第百八十九條ノ二中「第三百六十三條第一項及ビ第三百六十九條第一項」ヲ「第二百二十二條ノ七（同法第三百四十一條ノ五ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」に改める。

第百九十一條第一項を削り、同條第二項中「資本減少」を「資本減少ニ因ル変更」に改める。

第百九十一條第一項中「会社ヲ代表スベキ取締役」を「代表取締役」に、同條第二項第二号中「引受」を「申込及ビ引受」に改め、同項第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同号中「株主總會」を「取締役会」に改め、第六号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 名義書換代理人ヲ置キタルトキハ之ヲ証スル書面

第百九十三條第一項中「營業全部ノ譲渡」ニ因リテ解散シタルトキハ其譲渡ヲ証スル書面」を削る。

第百九十三條ノ二第一項中第二号及ビ第四号を削り、第三号を第二号とし、第五号を第三号とし、同條第

二項に次の但書を加える。

但シ合併後存続スル会社ノ本店ノ所在地ト合併ニ因リテ消滅スル会社ノ本店ノ所在地ガ同一登記所ノ管轄内ニ在ルトキハ登記簿ノ抄本ハ之ヲ添附スルコトヲ要セス

第百九十三條ノ三第一項第三号中「第二項」の下に「第一号、第七号及ビ第八号」を加える。

第百九十五條を次のように改める。

第百九十五條 解散、合併ニ因リ変更及ビ設立並ニ継続ノ登記ハ総取締役及ビ監査役ノ申請ニ因リテ之ヲ為ス

第百九十五條ノ四中「第三百七十二條」を「第二百八十條ノ十六」に改める。

「第七節 株式台資会社ノ登記」を「第七節 削除」に改める。

第百九十六條から第二百一條ノ三までを次のように改める。

第百九十六條乃至第二百一條ノ三 削除

第二百一條ノ五中「資本増加ノ登記」を「資本増加ニ因ル変更ノ登記」に改める。

一号ずつ順次繰り上げる。

第二百一條ノ十三中「乃至第百八十八條ノ三」を「第百八十八條ノ二、第百八十八條ノ四」に改め、同條を第二百一條ノ十四とする。

第二百一條ノ十二の次に次の一條を加える。

第二百一條ノ十三 第百三十五條ノ六ノ規定ハ資本増加ノ無効ノ判決ガ確定シタル場合ニ之ヲ準用ス

第二百二條及ビ第二百三條を次のように改める。

第二百二條 外国会社ノ營業所ノ設置ノ登記ハ日本ニ於ケル代表者ノ申請ニ因リテ之ヲ為ス

申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スルコトヲ要ス

一 本店ノ存在ヲ認ムルニ足ル書類

二 日本ニ於ケル代表者タル資格ヲ証スル書面

三 会社ノ定款又ハ会社ノ性質ヲ識別スルニ足ル書面

附則

1 この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。

2 商法の一部を改正する法律施行法（昭和二十六年法律第 号）の規定により同法にいう旧法を適用する場合に關しては、従前の規定を適用する。他の法令の適用上従前の規定を適用すべきとき、及び他の法令中非訟事件手続法を適用する場合において改正規定によることができないときも、同様とする。

3 非訟事件手続法第二百二十六條第一項及ビ第二百三十二條ノ二の規定は、商法の一部を改正する法律施行法第十條第二項において準用する商法第三百七十九條第一項但書の規定による許可の申請に準用する。

4 この法律施行前に清算人の解任の裁判があつた場合における登記については、なお従前の例による。

5 商法の一部を改正する法律施行法第七條第一項の登記は、代表取締役の申請によつてする。

6 この法律施行前に營業全部の譲渡により解散した株式会社又は有限会社の解散の登記については、なお従前の例による。

7 商法の一部を改正する法律施行法第四十七條第一項但書の登記は、当該会社の日本における代表者の申請によつてする。

8 商法（明治三十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三十一條中「裁判所」を「登記所に改める。

9 左に掲げる法律の規定中「第四百十一條」を「第四百十二條」に改める。

一 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第九十二條

二 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二百一十一條

三 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第三百三條

四 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第九十二條

五 農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）第七十七條

三月三日本委員会に左の事件を付託された。

一、民法等の一部改正に関する請願（第八四〇号）

第八四〇号 昭和二十六年二月二十日受理

民法等の一部改正に関する請願

請願者 北海道旭川市常盤通り

一旭川地方労働組合法

議内 舟木侃

紹介議員 木下 源吾吉

近時全国的に激増している中小企業その他の賃金不拂および遅拂の事實は、労働者とその家族の生活を危うに陥れ、国家再建に重大な悪影響をおよぼしているが、現行民法の物権に関する規定およびその他の関連法令がいちじ

るしく時代の進展に遅れているため、労働者保護の裏付として寒心に耐えない実情にあるから、使用者の賃金不拂を防止、労働者の基本的生活を保障するため、賃金支拂を総ての債権に優先せしめるよう民法その他関連法規をすみやかに改正せられたいとの請願。

昭和二十六年三月十五日印刷

昭和二十六年三月十六日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁